

1. 事業の概要

- (1) COP10においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、国別の保護地域の数値目標が従来の10%から17%に修正された。我が国の保護地域の中心である国立・国定公園は陸域が9.1%、海域（領海）が4.2%指定されているにすぎず、早急に区域を拡張する必要がある。
- (2) 他方、我が国の国立・国定公園は従来風景地保護の観点で指定されてきたが、生物多様性保全の観点から全国的な指定を見直し、再配置を図る中で指定の拡大を図ることが必要である。このことは、生物多様性国家戦略2010においても明記されている。
- (3) これらのことから、国立公園・国定公園について、これを取り巻く自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、特に生物多様性保全上重要な地域の指定状況について分析を行い、平成22年に国立・国定公園の新規指定、大規模拡張を行うための候補地を選定した。今後、国立・国定公園として指定し、我が国の生物多様性を保全する。

2. 事業計画

<平成19～22年度>

- ①生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
 - ・データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析
- ②すぐれた風景地としての評価方法を検討（指定要件の検討）
 - ・生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討
- ③具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価

<平成22～24年度>

- ④具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
 - ・詳細調査・データ解析
 - ・再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成
- ⑤保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
 - ・コア・バッファー・生物の移動経路（コリドー）を考慮した生態系のネットワーク

3. 施策の効果

生物多様性保全上重要な地域について、国立・国定公園の指定を推進することにより、我が国の生物の多様性の確保に寄与するとともに、保護地域に関する国際目標の達成に貢献する。

国立・国定公園総点検事業費

背景：生物多様性国家戦略2010

→国立・国定公園の全国的な指定を見直し、再配置を進め、指定の拡大を図る

1. 生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
→データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析
2. すぐれた風景地としての評価方法を検討(指定要件の検討)
→生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討
3. 具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価
→やんばる、奄美をはじめとする18地域を抽出
4. 具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
→詳細調査・データ解析(15地域)
→再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成
5. 保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
→コア・バッファー・生物の移動経路(コリドー)を考慮したネットワーク

H19

↓

H22

H22

↓

H24

COP10で決議された愛知目標：保護地域目標が陸域17%、海域10%となる

→ 国立・国定公園は陸域：9.1%、海域：5.9%にすぎない

国際社会の要請に応えるためにも、公園区域の新規指定・拡大が必要